

ハンズ太白通信 第60号



【発行】 障害者相談支援事業所ハンズ太白
令和2年3月発行



『ハンズ』とは、地域で安心して生活するため手と手をつなぎ支え合いの輪を広げ『手を取り合って』という思いを込めて名付けられました。

【 もくじ 】

- 1. 生活支援講座を開催しました 1 ページ
- 2. 知っておきたいみんなの情報 2 ページ
- 3. 成年後見制度について学ぼう 3 ページ
- 4. 感染症を予防しよう 4 ページ

1. 生活支援講座を開催しました



令和元年11月22日(金)、太白障害者福祉センターにて生活支援講座「障害年金を学ぼう」を開催し、11名の方にご参加いただきました。

日々の相談支援の中で、障害年金の申請に関する手続きがわからず、当事者やご家族が不安を抱えている、手続きが難しいといった内容の相談を受けることがありました。その為、障害年金について当事者やご家族、支援者が学ぶ機会を作り、今後の自立した生活の一助とすることを目的とし、本講座を開催しています。

講座は、仙台南年金事務所お客様相談窓口の橋本裕子氏を講師にお迎えし、障害年金ガイドを基に講話をしていただきました。また、講話以外にも、年金手続き等に関する無料相談窓口の案内や、個別の質疑応答の時間も設けて頂いています。受講者からは「聞けてよかった」「貴重な講座を開設いただき、ありがとうございました」「(予約制の)年金相談を受けてみます」との感想を頂きまして、受講された皆様に、障害年金を学ぶことができる良い機会を提供することが出来たと感じています。



仙台南年金事務所に協力を頂いての開催は今回で4回目となります。仙台南年金事務所とハンズ太白の関係をより深めることができました。

2. 知っておきたいみんなの情報

令和元年の夏、台風19号が日本に接近し、関東地方や東北地方に甚大な被害をもたらしました。災害時に最新で正確な情報入手する為に、パソコンやスマートフォンで「杜の都防災メール」に事前登録し、緊急時に備えましょう。

◇「杜の都防災メール」の登録方法

- ①「杜の都防災メール」ホームページの登録ボタンをクリック
- ②空メール送信ボタンをクリック
- ③届いたメールに記載されている「登録フォーム」にアクセス
- ④登録フォームにて必要事項を入力 ⑤登録ボタンを押したら、登録完了



◇「杜の都防災メール」で配信される情報

消防情報

日常、市内で発生する火災、救助、自然災害等で、消防車両が出場する災害等の情報

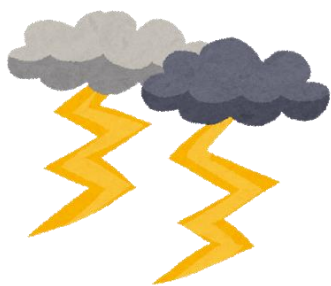
避難情報

災害による避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）

気象情報

仙台市東部、西部に発表される気象特別警報（暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、大雪）

仙台市東部、西部に発表される気象警報（暴風、暴風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪）



土砂災害警戒情報

仙台市東部、西部に発表される土砂災害警戒情報

竜巻注意情報

宮城県に発表される竜巻注意情報

記録的短時間大雨情報

宮城県に発表される記録的短時間大雨情報

地震情報

宮城県内で震度3以上の地震が発生した場合の震度情報

津波情報

宮城県に発表される大津波警報、津波警報、津波注意報

その他の災害情報

その他、災害に関する情報



3. 成年後見制度について学ぼう



1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、判断能力が不十分であるため、自身のみで契約等を結ぶことが困難な場合（知的障害者、精神障害者など）について、本人に代わって、家庭裁判所に選ばれた、成年後見人、保佐人、補助人がその判断能力を補う制度です。例えば、本人のために預貯金の管理、医療・福祉サービスの契約締結、相続の手続き、不動産の売買などを行う必要があっても、本人に判断能力が全くなければそのような法律行為はできませんし、判断能力が不十分である本人だけでこれを行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そこで、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人のために、本人に代わって法律行為を行うものが成年後見制度です。

（参考文献：仙台家庭裁判所「後見開始の審判申立ての手引き」）

判断能力とは、不動産売買や遺産分割協議などをする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正かなどを考えるのに必要な能力を指します。

2. 法定後見制度の種類について

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。法定後見制度とは、判断能力が不十分になった場合に、家庭裁判所に後見人等を選任してもらう制度です。これに対し、任意後見制度とは、本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることに備え、あらかじめ後見人となる予定者を選んでおく制度です。法定後見制度には、成年後見、保佐、補助の3つの種類があります。後見、保佐、補助を開始する審判手続の違いや成年後見人、保佐人、補助人に与えられる権限の違いについては、下記の相談窓口やハンズ太白までお問い合わせください。

3. 利用までの流れ

成年後見制度の利用には、最寄りの家庭裁判所への申し立てが必要となります。申し立てを行えるのは、本人（保佐、補助の申立て時のみ）、配偶者、四親等内の親族等です。また、親族がいない方や、親族がいても申し立てが難しいなどの特別な事情がある場合には、親族などに代わって市長が申し立てを行う場合もあります。手続きの詳細や個別のご相談は、下記の相談窓口やハンズ太白にお問い合わせ下さい。

〈相談窓口〉

名称	仙台市成年後見総合センター
相談方法	面接、電話、訪問により、成年後見制度に精通している専門の職員が対応します。（無料・要予約）
相談時間	月曜日～金曜日 9：30～16：00（土日、祝日、12/29～1/3は休館日）
問い合わせ先	〒980-0022 仙台市青葉区2-12-2福祉プラザ7階 電話：022-223-2118 FAX：022-213-6457

4. 感染症を予防しよう

今話題の新型コロナウイルスは、インフルエンザや風邪と同様に、咳やくしゃみなどの飛沫で感染します。対策としては、一般的な感染症対策と同様に、手洗いや咳エチケット、マスクの着用が有効です。

*咳エチケット

マスクを着用しましょう。
マスクを着用しない場合は、手で咳を受けずに、ティッシュや腕で対応してください。

*正しい手洗い

人の手には目に見えない細菌やウイルスがたくさんいます。
正しい手洗いで手に付いた細菌やウイルスを洗い流し、感染症を予防しましょう。



(参考画像：SARAYA「来ていますか？せいけつ手洗い」)



《ハンズ太白 3月から6月までのお休みの予定》

- ★ 3月2日(月)、9日(月)、16日(月)、21日(土)、23日(月)、30日(月)
- ★ 4月6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)、30日(木)
- ★ 5月4日(月)、11日(月)、18日(月)、25日(月)
- ★ 6月1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、29日(月)

ハンズ太白、ハンズ通信に関するご意見、ご感想は下記までご連絡下さい。

相談支援事業所ハンズ太白(仙台市太白障害者福祉センター内)

電話・FAX: 022-308-8834

住所: 〒982-0012 仙台市太白区長町南一丁目6番10号

Eメールアドレス: hands-ta1@shinsyou-sendai.or.jp